

議案第 5 2 号

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別
紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

若狭町長 渡辺 英朗

提案理由

医療法等の一部を改正する法律が令和 7 年 1 2 月 1 2 日に公布され、社会保険診療報酬支払基金法が改正されたことに伴い、関係条例の改正が必要となるため、この案を提出する。

若狭町条例第 条

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(若狭町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 若狭町子ども医療費の助成に関する条例（平成17年若狭町条例第114号）を次のように改正する。

第2条第7項中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「支払機構」という。）」に改める。

第7条第3項中「支払基金」を「支払機構」に改める。

(若狭町心身障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 若狭町心身障害者（児）医療費の助成に関する条例（平成17年若狭町条例第119号）を次のように改正する。

第2条第6項中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「支払機構」という。）」に改める。

第7条第3項中「支払基金」を「支払機構」に改める。

(若狭町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 若狭町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成31年若狭町条例第1号）を次のように改正する。

第2条第9項中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「支払機構」という。）」に改める。

第8条第3項及び第12条第3項中「支払基金」を「支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。